

地域における障害児の保健・医療・福祉の包括化に 関する研究

一 保育園と障害児通園施設の関係分析 一

心身障害児総合医療療育センター 児 玉 和 夫

1. はじめに

地域における障害児の保健・医療・福祉の包括化を考えると、どのような課題を持ったどのような障害児がどれだけいるのか、という把握がまず必要になる。更に子供は年齢と共に発達をしそのニーズも変化していくので、どのような年齢の障害児が将来どのような方向にむかおうとしているのかという時間経過を見通したニーズの把握の仕方も重要になってくる。こうした分析事項は膨大な量にのぼるが、今回は報告者のセンターが存在する東京都板橋区での、特に幼児期での包括療育の実態について調べてみたので報告する。

2. 調査の方法

①東京都板橋区の保健・医療・福祉のサービス体制の調査

②同区に居住する家族で障害児を持つ家庭がどのような目的でどのようなサービスを利用しているのかを調査する。ただし今回は幼児期障害児に限った。利用内容の分析も次回に譲った。幼児期の障害児が幼稚園・保育園にどれだけ通っているかも調査したが、幼稚園での調査は困難であり、データが集約されている区立保育園に限っている。調査は出来るだけ各サービス機関を直接訪れて板橋区在住児を調査するという方法で行なった。それぞれの児の状態については家族および機関の了解のもとに出来るだけビデオで記録をしている。

③今後の望ましいサービス体制について考察する。

3. 調査結果

(1) 東京都板橋区の療育サービスの現状

東京都板橋区は、都内23区の中では西北に位置し、埼玉県と境を持つ、特に高度成長期に人口が急増した中小企業が多い新興地域である。人口は約50万人である。

保健所は3ヶ所、保健相談所が2ヶ所である。児童相談所は都立北児童相談所が管

轄している。

総合医療福祉機関としては区内に報告者のセンターである心身障害児総合医療療育センターがあり、外来診療・訓練・通園保育・検査・入園・地域在宅援助などを総合的にこなしている。更に隣接する北区に東京都立北療育医療センターが同様機関として存在している。

障害児通園機関としては法内施設としては北区立加賀福祉園児童ホームが精神薄弱児通園施設としてあるが、近年は肢体不自由児、重複障害児も多く受け入れている。

更に、心身障害児総合医療療育センターの通園（法外）、「つぼみ」（脳性麻痺の幼児を主な対象とした、親たちで作った小規模法外通園）、「わかくさ」（家政大学内にある主に発達遅滞児や自閉症児を対象にした私的通園）がある。他に、区外であるが、新宿区に肢体不自由児法内通園施設である「中央愛児園」があり、主にダウン症児を対象に広域的に希望者を受け入れており板橋区の子供でも通うことは可能である。

一般保育園では区立の保育園が45ヶ所ある。板橋区の場合は平成1年4月からすべての区立保育園で障害児受け入れに踏み切っており、特に障害内容に制限を設けていない。私立保育園は38ヶ所あり、その多くで障害児を受け入れている。

幼稚園は区立が2ヶ所、私立が39ヶ所である。ただし、今回の調査からは除いている。

(2) 板橋区加賀福祉園児童ホーム利用児の調査

表1.に平成4年9月1日現在の加賀福祉園児童ホーム利用児童一覧を示す。加賀福祉園は板橋区立であるが、区外の児童も空きがあれば受け入れている。ただしこの報告では板橋区の児童に限っている。なお年齢は平成4年4月1日現在のものである。

利用児には原則として毎日通園する法内措置利用と在宅ないし保育園に通いながら週に半日単位で利用する法外利用とがある。

(3) 板橋区立保育園での障害児

表2に平成4年5月1日現在の区立保育園に措置されている障害児の一覧を措置時点での年齢別に示す。その総計は81名であった。

(4) 他の障害児通園施設利用児

心身障害児総合医療療育センター通園部18名、中央愛児園7名、つぼみ9名と計36名の障害乳幼児が通園施設を利用しているが、保育園と二重に通っていたり、複数の通園施設を利用したりかなり複雑な利用の仕方をしており、その分析は次回に行ないたい。一般的には肢体不自由児やダウン症児のように初期から問題が明らかなグループでは専門訓練も充実している総合施設へまずつながり、その後障害児通園施設を利用し、幼児期後半には少なくとも中軽度のグループは保育園等に通うようになる。一方重複障害児も、落ち着いた場所を求め、既存の通園施設にも残りながら、独自の場所（「つぼみ」がその代表）。

表1. 板橋区立通園施設（加賀福祉園児童ホーム）利用児一覽

平成4年9月1日現在 年齢は平成4年4月1日現在
 肢体不自由には脳性麻痺や筋肉疾患などが含まれる
 発達遅延には精神発達遅延、言語遅延、自閉、情緒障害などが含まれる

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
肢体不自由 計				2	2	4	8
法内措置児				1	1	2	4
法外利用児 在宅児					1	1	2
保育園児				1		1	2
発達遅延 計		2	6	7	4	1	20
法内措置児			3	5	3		11
法外利用児 在宅児		2	3				5
保育園児				2	1	1	4
ダウン症児 計	1	2	1	2			6
法内措置児		1	1	2			4
法外利用児 在宅児	1	1					2
保育園児							
総計	1	4	7	11	6	5	34
法内措置児計		1	4	8	4	2	19
法外利用児 在宅児計	1	3	3		1	1	9
保育園児計				3	1	2	6

表2. 板橋区立保育園での障害児 入園時年齢分布

平成4年5月1日現在の措置児について

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
肢体不自由	1	1	1	3	2		8
発達遅延	2	8	6	18	16	1	51
ダウン症	2	6	2	8	3		21
その他 (心臓疾患)				1			
合計	5	15	9	30	21	1	81

4. 考察

以上の調査からわかるように、現在障害児と地域療育機関の結び付きは単純ではない。一般的には肢体不自由児では乳児期と2歳ころまでは障害児療育機関での訓練通園などへ結び付き、3歳時頃よりは重度ケースは地域通園施設へ、中軽度ケースは保育園等へつながる傾向がある。しかし板橋区の場合は歩けない重度肢体不自由児でも受け入れが可能であり、年長児で障害児通園施設に通う例のほとんどは重複障害である。

発達遅滞児の主な流れは特に3歳以降は保育園の方に偏ってきており、これに幼稚園を加えると大半の子供達が地域で健常児たちとの生活を体験することになる。更に、保育は保育園、個別指導は別機関というように同時に複数の機関を利用することも可能である。障害児であると生き方を制限されるのではなく、必要に応じて選ぶ時代になってきたとも見れる。

障害児の早期診断と療育が開始されてよりかなりの年月が経つが、現在では障害がある＝皆と別にされる、ということなしに育てる環境が整えられてきているといえる。この点で個別に親子の相談を受ける保健婦もよく認識し、療育機関のもっとも有意義な利用の仕方をアドバイスしていただきたい。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



1. はじめに

地域における障害児の保健・医療・福祉の包括化を考えると、どのような課題を持ったどのような障害児がどれだけいるのか、という把握がまず必要になる。更に子供は年齢と共に発達をしそのニーズも変化していくので、どのような年齢の障害児が将来どのような方向にむかおうとしているのかという時間経過を見通したニーズの把握の仕方も重要になってくる。こうした分析事項は膨大な量にのぼるが、今回は報告者のセンターが存在する東京都板橋区での、特に幼児期での包括療育の実態について調べてみたので報告する。